

令和4年度答申第83号
令和5年3月31日

諮問番号 令和4年度諮問第90号（令和5年3月14日諮問）
審査庁 総務大臣
事件名 行政書士登録拒否処分等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求のうち、行政書士法（昭和26年法律第4号）6条の2第3項の通知による行政書士の登録の拒否処分の取消しを求める部分及び行政書士の登録の処分を求める部分はいずれも却下すべきであり、同法6条の3第2項の規定による行政書士の登録のみなし拒否処分の取消しを求める部分は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、行政書士法6条の2第1項の規定に基づき行政書士の登録の申請（以下「本件申請」という。）をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、主位的に、日本行政書士会連合会（以下「処分庁」という。）が同法6条の2第3項の通知により行政書士の登録の拒否処分（以下「登録拒否処分」という。）をしたとして、その取消しを求めるとともに、本件申請に係る行政書士の登録の処分を求め、予備的に、処分庁が同法6条の3第2項の規定により行政書士の登録を拒否したものとみなされるとして、そのみなし処分（以下「本件みなし登録拒否処分」という。）の取消しを求めて、審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 行政書士となる資格

ア 行政書士法2条は、同条各号のいずれかに該当する者は行政書士となる資格を有すると規定し、同条1号には、「行政書士試験に合格した者」が掲げられている。

イ 行政書士法2条の2は、同条各号のいずれかに該当する者は、上記アにかかわらず、行政書士となる資格を有しないと規定し、同条2号には、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」が掲げられている。

(2) 行政書士の登録

ア 行政書士法6条1項は、行政書士となる資格を有する者が行政書士となるには、行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他日本行政書士会連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならないと規定している。

イ 行政書士法6条2項は、行政書士名簿は日本行政書士会連合会に備えると規定し、同条3項は、行政書士名簿の登録は日本行政書士会連合会が行うと規定している。

ウ 行政書士法6条の5第1項は、日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならないと規定している。

エ 行政書士法7条の4は、この法律に定めるもののほか、行政書士の登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定めると規定している。

(3) 行政書士の登録の申請

ア 行政書士法6条の2第1項は、上記(2)のアによる登録を受けようとする者は、行政書士となる資格を有することを証する書類を添えて、日本行政書士会連合会に対し、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会（以下「単位会」という。）を経由して、登録の申請をしなければならないと規定している。

イ 上記(2)のエによる委任を受けて、日本行政書士会連合会会則（昭和46年11月5日自治大臣認可、同年12月1日施行。以下「日行連会則」という。）は、行政書士の登録の申請に関し、次のとおり定めている。

(ア) 行政書士名簿に登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、行政書士登録申請書（以下「登録申請書」という。）を、単位会を経由して、日本行政書士会連合会に提出しなければならない（40条1項）。

(イ) 登録申請書には、その副本1通及び次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない（40条2項）。

① 履歴書

② 本籍が記載された住民票の写し（提出の日前3か月以内に交付を受けたもの）

③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者である旨の官公署の証明書（提出の日前3か月以内に交付を受けたもの）

④ 行政書士となる資格を証する書面

⑤ 申請者の写真（提出の日前3か月以内に撮影されたもの）

⑥ 法令及び会則を遵守する旨の誓約書

⑦ 事務所の所在を確認するために必要なものとして規則で定める書面

(ウ) 単位会は、登録申請書を受理したときは、その正本を、上記(イ)の書類等とともに、遅滞なく日本行政書士会連合会に進達しなければならない（41条）。

(エ) 単位会は、上記(ウ)の登録申請書の進達に当たっては、当該申請者の登録に関し必要な調査を行い、その調査に関する資料を添付するとともに、単位会の会長の意見を付するものとする（42条）。

(オ) 登録の手続その他登録に関し必要な事項は、規則で定める（53条）。

ウ 上記イの(オ)による委任を受けて制定された行政書士登録事務取扱規則（昭和61年1月24日日本行政書士会連合会会長会・全国事務局長合同会議承認。以下「登録事務取扱規則」という。）は、上記イの(イ)の登録申請書に添付すべき書類等のうち、次の各号に掲げるものにあつては、当該各号に定めるとおりとする（3条2項1号）。

(ア) 申請者の写真は、3枚を添付するものとする（3条2項1号）。

(イ) 法令及び会則を遵守する旨の誓約書は、様式第2号（以下「本件様式」という。）のとおりとする（3条2項2号）。

(ウ) 上記イの(イ)の⑦の書面は、次の各号に掲げるとおりとする（3条3項）。

① 事務所の使用権を証する書面

② 事務所の位置図及び平面図

- ③ 事務所の内部及び外観を示す写真
- ④ 申請者が行政書士法人の社員となる場合には、当該行政書士法人の定款の写し又は公証人役場で認証を受ける予定の定款案
- ⑤ 申請者が行政書士又は行政書士法人の使用人となる場合には、勤務先である行政書士又は行政書士法人との雇用契約書

(4) 行政書士の登録の申請に対する処分

ア 行政書士法6条の2第2項前段は、日本行政書士会連合会は、上記(3)のアによる登録の申請を受けた場合において、当該申請者が行政書士となる資格を有し、かつ、同項各号に該当しない者であると認めるときは行政書士名簿に登録し、当該申請者が行政書士となる資格を有せず、又は同項各号の一に該当する者であると認めるときは登録を拒否しなければならないと規定し、同項1号には「心身の故障により行政書士の業務を行うことができない者」が、同項2号には「行政書士の信用又は品位を害するおそれがある者その他行政書士の職責に照らし行政書士としての適格性を欠く者」が掲げられている。そして、行政書士法6条の2第2項後段は、日本行政書士会連合会は、同項前段の場合において、登録を拒否しようとするときは、行政書士法18条の4に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならないと規定している。

なお、日行連会則43条も、日本行政書士会連合会は、単位会から登録申請書の進達があった場合において、当該申請者が行政書士となる資格を有し、かつ、同条各号に該当しない者であると認めるときは行政書士名簿に登録し、当該申請者が同条各号の一に該当する者であると認めるときは資格審査会の議決に基づいて登録を拒否しなければならないと規定し、同条1号には「心身の故障により行政書士の業務を行うことができない者」が、同条2号には「行政書士の信用又は品位を害するおそれがある者その他行政書士の職責に照らし行政書士としての適格性を欠く者」が掲げられている。

イ 行政書士法6条の2第3項は、日本行政書士会連合会は、上記アにより登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならないと規定している。

登録事務取扱規則11条は、上記の通知は行政書士登録拒否予告通知書(様式第14号)によりするものとする規定している。

ウ 行政書士法6条の2第4項は、日本行政書士会連合会は、上記アにより登録をしたときは当該申請者に行政書士証票を交付し、上記アにより登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならないと規定している。

登録事務取扱規則13条は、日本行政書士会連合会は、行政書士登録拒否予告通知書を受けた者から所定の期間内に弁明書が提出されないとき、又は弁明書は提出されたがその弁明を認めることができないときは、行政書士登録拒否通知書（様式第15号）により申請者に通知するものとする規定している。

(5) 登録を拒否された場合等の審査請求

ア 行政書士法6条の3第1項は、上記(4)のアにより登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、総務大臣に対して審査請求をすることができると規定している。

イ 行政書士法6条の3第2項は、上記(3)のアによる登録の申請をした者は、当該申請をした日から3か月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、総務大臣に対して審査請求をすることができ、この場合においては、審査請求があった日に日本行政書士会連合会が上記(4)のアにより当該登録を拒否したものとみなすと規定している。

ウ 行政書士法6条の3第3項は、上記ア及びイの場合において、総務大臣は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）46条2項の規定の適用については、日本行政書士会連合会の上級行政庁とみなすと規定している。

(6) 行政書士の責務

行政書士法10条は、行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないと規定している。

(7) 会則の遵守義務

行政書士法13条は、行政書士は、その所属する行政書士会（単位会）及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならないと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和3年11月22日、登録申請書及び行政書士試験合

格証をB行政書士会（以下「B会」という。）に提出して、処分庁に対し、行政書士の登録の申請（本件申請）をした。

（行政書士登録申請書、行政書士試験合格証、「Xによる行政書士登録申請に係る経緯」と題する書面（以下「本件経緯一覧」という。））

- (2) B会は、上記(1)の登録申請書の添付書類に不足があったことから、審査請求人に不足書類の追加提出を求めた上で、令和4年8月16日、処分庁に対し、本件申請に係る登録申請書一式を進達した。

（本件経緯一覧、行政書士登録申請書）

- (3) 処分庁は、上記(2)により進達を受けた登録申請書及びその添付書類になお不備があったことから、令和4年8月25日、B会を經由して、審査請求人に対し、登録申請書及びその添付書類について補正をするように求めた（次の(4)参照）ところ、審査請求人は、同月26日、処分庁に対し、補正はしない旨の回答をした。

（本件経緯一覧、電話対応メモ（受信日時：令和4年8月26日17時30分頃））

- (4) 処分庁は、審査請求人に対し、令和4年9月14日付けの行政書士登録拒否予告通知書（以下「本件通知書」という。）を送付した。

本件通知書には、処分庁からの次の事項についての補正の求めに対し、審査請求人が応じなかったことから、審査請求人は行政書士法6条の2第2項2号及び日行連会則43条2号に該当すると認められるため、本件申請を拒否することになったとして、同法6条の2第3項の規定により、その旨の通知（以下「本件通知」という。）をすること及びこれに異議がある場合には、令和4年9月30日までにB会を經由して処分庁に弁明書を提出すべきことが記載されていた。

ア 登録申請書において申請者の属性を「行政書士法人の社員」としているが、これを「個人開業」に修正をするか、又は行政書士法人を設立する場合には当該法人の予定定款を添付することが必要であること。

イ 登録申請書において「事務所の名称」を「C行政書士事務所」としていること。

ウ 添付された住民票の発行日が所定の期間を徒過していること。

エ 履歴書の「学歴・職歴」欄に記載がされていないこと。

オ 本件様式の誓約事項を削除した誓約書（以下「本件誓約書」という。）を提出していること。

カ 所定の枚数の写真、事務所の位置図及び外観写真、法人内事務所を設置する際の誓約書の提出がないこと並びに提出された事務所内部の写真から同一事務所に設置されているNPO法人との区画がなく、独立性が保たれていないこと。

(本件通知書)

- (5) 審査請求人が、令和4年9月21日、B会に対し、弁明書のほか、予定款、住民票の写し（同日発行のもの）、事務所の位置図及び外観写真等を提出したことから、B会は、同月22日、処分庁に対し、弁明書等を進達した。

(本件経緯一覧、「行政書士登録申請等について（進達）」と題する書面)

- (6) 審査請求人は、令和4年9月26日、総務大臣（以下「審査庁」という。）に対し、本件審査請求をし、処分庁が本件通知により登録拒否処分をしたとしてその取消しを求め、併せて本件申請に係る登録の処分を求めた（以下、本件審査請求のうち、本件通知による登録拒否処分の取消しを求める部分を「本件審査請求1」といい、本件申請に係る登録の処分を求める部分を「本件審査請求2」という。）。

(審査請求書)

- (7) 審査庁は、令和4年11月11日付けで、審査請求人に対し、上記(6)の本件審査請求の趣旨に不備があるとして、本件審査請求の趣旨を「行政書士法（昭和62年法律第4号）第6条の3第2項に基づき、行政書士の登録を拒否したものとみなされた処分の取消を求める」に補正するように命じた。

(「審査請求書の補正について」と題する書面)

- (8) 上記(7)を受けて、審査請求人は、令和4年11月17日、審査庁に対し、上記(6)の本件審査請求の趣旨は撤回せず、「行政書士法に基づき、行政書士の登録を拒否したものとみなされる処分の取り消しを求める」との審査請求の趣旨を追加するとの申立てをした（以下、本件審査請求のうち、この追加された行政書士法6条の3第2項の規定によるみなし登録拒否処分（本件みなし登録拒否処分）の取消しを求める部分を「本件審査請求3」という。）。

(審査請求書補正申立書)

- (9) 審査庁は、令和5年3月14日、当審査会に対し、本件審査請求のうち、本件審査請求1及び2はいずれも不適法であるから却下すべきであり、本

件審査請求3は理由がないから棄却すべきであるとして、本件諮問をした。
(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由から、本件通知書に記載された事項については、いずれも補正の必要がなく、本件申請は、適法である。したがって、主位的に、本件通知による登録拒否処分の取消し（本件審査請求1）及び本件申請に係る登録の処分（本件審査請求2）を求め、予備的に、本件みなし登録拒否処分の取消し（本件審査請求3）を求める。

(1) 予定定款について

予定定款は、提出済みである。

(2) 事務所の名称について

「C行政書士法人」という名称が、何故、行政書士法や日行連会則に抵触するかについて、一切説明がない。審査請求人は、行政書士法が定める行政書士の職責を果たすため、「C」のものであって、公権力と闘わなければ、行政に関する手続の円滑な実施はないというのが、審査請求人の経験に基づく思想である。公権力と闘うことを規制し、営業の自由を制限することは、憲法に違反する。

(3) 住民票について

審査請求人がB会に住民票を提出した際には、その発行日は、所定の期間を経過していなかった。B会は、審査請求人が登録の申請意思を表明していたにもかかわらず、約4か月にもわたり本件申請の受理を拒否して預かりとするなどの対応をし、審査請求人が処分庁に苦情を伝えると、ようやく本件申請を受け付けた。このようなB会の対応によって、結果的に住民票の発行日が所定の期間を経過したのであって、審査請求人は、所定の期間内に住民票を提出している。また、審査請求人は、念のため、所定の期間内の住民票を改めて提出している。

(4) 履歴書について

学歴・職歴については、記憶がなく、記載することができない。履歴書については、行政書士法や日行連会則において何ら定義がされていない。審査請求人は、記憶の範囲内で記載した履歴書を提出しているから、履歴書に学歴・職歴の記載がないからといって、本件申請に係る登録を拒否することはできない。

(5) 誓約書について

ア 日行連会則で要求されているのは、法令及び会則を遵守する旨の誓約書であるところ、審査請求人は、その旨は誓約しており、その余の点については、誓約する義務はない。特に、「私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことを誓約いたします。」との点については、審査請求人は、現在、反社会的勢力と関係を持っている積もりはないが、反社会的勢力と関係を持っていないことを知る手段はなく、今後も、関係を持つ相手方が反社会的勢力であるかどうかを見分ける能力がないため、行政書士試験合格者として、また、人間として、できない約束はしない。

イ 行政書士会が定めた書式等は、行政立法であって、民主的な手続によって定められたものではないから、原則として国民の権利義務を拘束することはない。したがって、本件誓約書が本件様式に従ったものでないからといって、法令を遵守する意思がないなどと断じて、本件申請について審査請求人を不利益に扱うことは、行政裁量の逸脱・濫用であって、許されない。

(6) 事務所の位置図及び外観写真等について

事務所の位置図及び外観写真は、提出済みである。また、同一事務所内には、NPO法人は、存在していない。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求のうち、本件審査請求1及び2はいずれも却下すべきであり、本件審査請求3は棄却すべきであるとしている。

2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件審査請求1について

本件通知は、行政書士法6条の2第3項の規定に基づき、登録拒否処分を行う前にその理由を通知し、審査請求人に弁明の機会を与えるものであるから、本件通知によって登録拒否処分がされたとは認められない。

したがって、処分庁が本件通知によってしたとする登録拒否処分の取消しを求める本件審査請求1は、不適法であり、却下すべきである

(2) 本件審査請求2について

審査庁である総務大臣は、処分庁である日本行政書士会連合会の上級行政庁とみなされる（行政書士法6条の3第3項）から、本件申請に係る登録の処分をする権限を有しない。

したがって、本件審査請求2も、不適法であり、却下すべきである。

(3) 本件審査請求3について

ア 本件審査請求3は、本件申請をした日から3か月を経過しても本件申請に対して何らの処分がされない場合にされた審査請求であるから、行政書士法6条の3第2項の規定に基づくものとして、適法である。

イ 本件申請に対する処分は、行政手続法（平成5年法律第88号）にいう「申請に対する処分」に該当するが、行政書士法は、行政書士の登録の申請について、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていることその他法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請があった場合の手続に関する特別の規定を設けていないから、行政書士の登録の申請については、一般法である行政手続法7条の規定が適用されると解される。

したがって、処分庁は、本件申請について法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない不備があった場合には、行政手続法7条の規定に基づき、審査請求人に対し、速やかに相当の期間を定めて補正を求めるか、又は本件申請に係る登録を拒否しなければならない。そして、処分庁は、補正が可能な不備について、審査請求人が補正をする意思を有しているのであれば、原則として、相当の期間を定めて補正を求めるべきであるが、審査請求人が補正を拒否する意思を明らかにしている場合には、本件申請に係る登録を拒否すべきであると解される。

ウ そこで、本件みなし登録拒否処分がされた時点において、本件申請について法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない不備があったか否かを検討する。

(ア) 行政書士法7条の4は、この法律に定めるもののほか、行政書士の登録に関し必要な事項は日本行政書士会連合会の会則で定めると規定し、これを受けて、日行連会則40条2項6号は、登録申請書には法令及び会則を遵守する旨の誓約書を添付しなければならないと規定している。また、日行連会則53条は、登録の手続その他登録に関し必要な事項は規則で定めると規定し、これを受けて、登録事務取扱規則3条2項2号は、誓約書は様式第2号（本件様式）のとおりとすると規定している。

(イ) しかし、審査請求人が提出した誓約書（本件誓約書）は、本件様式の一部を削除したものであるから、審査請求人は、登録事務取扱規則に定める誓約書を提出していないと認められる。

(ウ) この点について、審査請求人は、日行連会則で要求されているのは法令及び会則を遵守する旨の誓約書であり、その余の点については誓約する義務はないと主張するから、本件では、登録事務取扱規則に定める本件様式による誓約書の提出が本件申請について法令に定められた申請の形式上の要件に当たるか否かが問題となる。

行政書士法18条2項が「日本行政書士会連合会は、行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。」と規定していることに照らせば、同法7条の4が行政書士の登録に関し必要な事項を日行連会則に委任している趣旨は、行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るために必要となる登録事務に関する細目を日本行政書士会連合会の裁量的判断に委ねるものと解される。そして、日行連会則40条2項6号は、登録申請書には法令及び会則を遵守する旨の誓約書を添付しなければならないと規定しているが、行政書士は、法令のみならず、その所属する行政書士会（単位会）及び日本行政書士会連合会の会則を遵守する義務を負っている（行政書士法13条）から、日行連会則40条2項6号は、同法7条の4の委任の趣旨に適合した内容である。

また、日行連会則が、誓約書の具体的な様式を定めずに、53条において、登録の手続その他登録に関し必要な事項を規則に委任している趣旨は、誓約書の具体的な様式等の更なる登録事務の細目については、行政書士法7条の4の委任の趣旨に反しない範囲で日本行政書士会連合会が定める規則（登録事務取扱規則）に委任しているものと解される。

そうすると、登録事務取扱規則が、日行連会則40条2項6号に定める誓約書の様式（本件様式）として、「法令及び会則を遵守する」ことを具体化した事項を定めることは、行政書士法7条の4の委任の趣旨に反するものではないから、本件様式に従った誓約書を提出することは、本件申請について法令に定められた申請の形式上の要件に当たると解される。

(エ) そこで、本件誓約書についてみると、審査請求人が削除した本件様式の誓約事項は、①行政書士の欠格事由（行政書士法2条の2）に該当しないこと、②偽りその他不正な手段によって申請をしていないこと（これに該当する場合には、登録取消事由となる（同法6条の5第1

項)。)、③同法及び関係法令並びに日本行政書士会連合会の会則その他規則を遵守すること、④会員名簿への掲載を承諾すること、⑤反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことである。

本件様式の誓約事項のうち、上記③は、「法令及び会則を遵守すること」を具体化したものである。また、上記①及び②は、行政書士の登録を申請するに当たり求められている事項である（行政書士法2条の2、6条の5第1項）から、これらも「法令及び会則を遵守すること」を具体化したものである。さらに、行政書士は、その信用又は品位を害するような行為をしてはならない法律上の義務を負っており（行政書士法10条）、上記⑤の反社会的勢力と関係を持つことは、行政書士の信用又は品位を害する行為であることが明らかであり、会員名簿は、行政書士に関する情報を公表することで、行政書士制度の信用を高める側面を有するものであり、上記④の会員名簿への掲載を拒否することは、行政書士に対する信用を害する行為に当たるといえるから、上記④及び⑤も「法令及び会則を遵守すること」を具体化したものである。

そうすると、本件様式は、行政書士法7条の4の委任の趣旨に反するものではなく、本件様式に従った誓約書を提出することは、本件申請について法令に定められた申請の形式上の要件であると解される。

したがって、審査請求人の上記(ウ)の主張は、採用することができない。

エ 以上によれば、本件申請は、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しないものであるところ、審査請求人は、処分庁からの補正の求めに対し、これを拒否する意思を明確にしているから、処分庁は、行政手続法7条の規定に基づき、本件申請を拒否することができる。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、本件みなし登録拒否処分は違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求3は理由がないから棄却すべきである。

(4) 結論

上記(1)から(3)までで検討したところによれば、本件審査請求1及び2はいずれも却下すべきであり、本件審査請求3は棄却すべきである。

なお、本件は、審査請求に係る処分を取り消す場合ではないから、審査庁は、処分庁に対し、登録の処分をすべき旨を命ずることはできない（行

政不服審査法46条2項1号)。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

一件記録によれば、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件審査請求について

(1) 本件審査請求1について

本件審査請求1は、処分庁が本件通知によってしたとする登録拒否処分の取消しを求めるものであるが、本件通知は、処分庁が登録拒否処分をすることを予告したものであって、登録拒否処分をしたものでないことは、本件通知が「行政書士登録拒否予告通知書」(本件通知書)によってされ、本件通知書に「行政書士法第6条の2第3項の規定により通知します」と記載されていることから明らかである(これに対し、処分庁が登録拒否処分をしたときは、行政書士法6条の2第4項の規定により通知がされるが、その通知は、「行政書士登録拒否通知書」によりするものとされている(上記第1の1の(4)のウ)。)。

したがって、本件審査請求1は、存在しない行政処分を対象とするものであって、不適法であるから、却下すべきである。

(2) 本件審査請求2について

本件審査請求2は、本件申請に係る登録の処分を求めるものである。行政書士法6条の3によれば、同法6条の2第2項の規定により行政書士の登録が拒否された場合及び同法6条の3第2項の規定により行政書士の登録が拒否されたものとみなされる場合には、登録の申請をした者は、総務大臣に対して審査請求をすることができ、これらの場合において、総務大臣は、行政不服審査法46条2項の規定の適用については、日本行政書士会連合会の上級行政庁とみなされる(上記第1の1の(5))から、総務大臣は、審査庁として、行政書士法6条の2第2項の規定による登録拒否処分又は同法6条の3第2項の規定によるみなし拒否処分を取り消す場合には、処分庁である日本行政書士会連合会に対し、登録の処分をすべき旨を命ずることはできるが、登録の処分自体はすることができない。

したがって、本件審査請求2は、審査庁に対して権限のないことを求めるものであって、不適法であるから、却下すべきである。

(3) 本件審査請求3について

ア 本件審査請求3は、本件みなし登録拒否処分の取消しを求めるものである。本件審査請求3が本件申請をした日から3か月を経過しても本件申請に対して何らの処分がされない場合における審査請求であることについては、審査関係人間に争いがないから、本件審査請求3は、行政書士法6条の3第2項の規定に基づくものとして、適法である。

イ そこで、本件みなし登録拒否処分の違法性又は不当性について検討すると、本件申請に係る登録が拒否されたものとみなされた経緯は、以下のとおりである。

(ア) 審査請求人は、令和3年11月22日、登録申請書及び行政書士試験合格証をB会に提出して、処分庁に対し、本件申請をしたが、登録申請書の添付書類に不足があったことから、B会は、審査請求人に不足書類の追加提出を求めた上で、令和4年8月16日、処分庁に対し、本件申請に係る登録申請書一式を進達した（上記第1の2の(1)及び(2)）。

(イ) 処分庁は、上記(ア)により進達を受けた登録申請書及びその添付書類になお不備があったことから、令和4年8月25日、B会を経由して、審査請求人に対し、次の事項について補正をするように求めたところ、審査請求人は、同月26日、処分庁に対し、補正はしない旨の回答をした（上記第1の2の(3)及び(4)）。

① 登録申請書において申請者の「属性」を「行政書士法人の社員」としているが、行政書士法人を設立する場合に必要な当該法人の予定定款が添付されていないこと。

② 登録申請書において「事務所の名称」を「C行政書士事務所」としていること。

③ 住民票の発行日が所定の期間を経過していること。

④ 履歴書の「学歴・職歴」欄に記載がされていないこと。

⑤ 本件様式の誓約事項を削除した誓約書（本件誓約書）を提出していること。

⑥ 事務所の位置図及び外観写真等が提出されていないこと。

(ウ) 処分庁は、審査請求人に対し、令和4年9月14日付けの行政書士登録拒否予告通知書（本件通知書）を送付して、審査請求人が上記(イ)の補正の求めに応じなかったことから、本件申請に係る登録を拒否することになった旨の通知（本件通知）をするとともに、これに異議がある場合には、B会を経由して処分庁に弁明書を提出するように求めた（上記

第1の2の(4)。

(エ) 審査請求人は、令和4年9月21日、B会を經由して、処分庁に対し、弁明書のほか、予定定款、住民票の写し、事務所の位置図及び外観写真等を提出した（上記第1の2の(5)）。

(オ) 審査請求人は、審査庁に対し、令和4年9月26日、本件審査請求1及び2をし、同年11月17日、本件審査請求3を追加した（上記第1の2の(6)及び(8)）。

上記(エ)の弁明書（その内容は、上記第1の3の「審査請求人の主張の要旨」と同旨である。）及び提出された書類等によれば、審査請求人は、処分庁から補正を求められた上記(イ)の①から⑥までの事項のうち、①、③及び⑥については補正に応じたが、②、④及び⑤については補正に応じなかったことが認められる。

ウ そこで、審査請求人が補正に応じなかった事項のうち、上記イの(イ)の⑤（誓約書）について検討する。

行政書士の登録に関し必要な事項については、行政書士法7条の4の委任を受けて、日行連会則が細目を定めている（上記第1の1の(2)のエ）ところ、日行連会則40条2項6号は、登録申請書には、添付書類の一つとして、法令及び会則を遵守する旨の誓約書を添付しなければならないと規定し、日行連会則53条の委任を受けて制定された登録事務取扱規則3条2項2号は、誓約書は様式第2号（本件様式）のとおりとするとして規定している（上記第1の1の(3)のイの(イ)の⑥及びウの(イ)）。したがって、本件様式に従った誓約書を提出することは、行政書士法に定める登録の申請の形式上の要件の一つであると解される。

そして、本件様式によれば、誓約事項は、①行政書士法2条の2に定める行政書士の欠格事由に該当しないこと、②登録の申請が偽りその他不正な手段によるものでないこと、③同法及び関係法令並びに日本行政書士会連合会の会則その他規則を遵守すること、④会員名簿への掲載を承諾すること並びに⑤現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことである。ところが、審査請求人が提出した誓約書（本件誓約書）は、上記の誓約事項を全て削除した上で、「ほうれい、かいそくを守ります。」とのみ記載したものであるから、本件誓約書は、本件様式に従ったものでないことが明らかである。

なお、審査請求人は、法令及び会則を遵守すること以外は誓約する義

務はないなどと主張して、上記の誓約事項の合理性を争うようである（上記第1の3の(5)のア）が、上記の誓約事項は、いずれも「法令及び会則を遵守すること」を具体化したものである（行政書士法2条の2、6条の5第1項、10条及び13条参照）から、不合理なものとは認められない。

そうすると、審査請求人が補正に応じなかったその余の事項について判断するまでもなく、本件申請は、行政書士法に定める登録の申請の形式上の要件に適合しない不備があったということが出来るが、上記イのとおり、審査請求人がこの不備を補正しない意思を明確にしたため、処分庁が登録拒否処分に向けた手続を進めていたところ、審査請求人が本件審査請求をしたことにより、本件申請に係る登録が拒否されたものとみなされたのであるから、本件みなし登録拒否処分に違法又は不当な点があったとは認められない。

したがって、本件審査請求3は、理由がないから、棄却すべきである。

エ なお、審査請求人は、本件様式は日本行政書士会連合会が定めたもの（行政立法）であって、民主的な手続によって定められたものではないから、国民の権利義務を拘束することはないとして、本件誓約書が本件様式に従ったものでないことをもって、本件申請に係る登録を拒否することはできないなどと主張する（上記第1の3の(5)のイ）

しかし、上記ウのとおり、本件様式は行政書士法及び日行連会則の委任を受けて定められたものであり、その内容（誓約事項）も不合理なものとは認められないから、審査請求人の上記主張は、独自の主張であって、採用することができない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求のうち、本件通知による登録拒否処分の取消しを求める部分（本件審査請求1）及び本件申請に係る登録の処分を求める部分（本件審査請求2）はいずれも却下すべきであり、本件みなし登録拒否処分の取消しを求める部分（本件審査請求3）は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委員 原

優

委 員 野 口 貴 公 美
委 員 村 田 珠 美